

報道機関各位

## 児童手当・特例給付現況届の提出について

平成 29 年度 6 月分以降の児童手当・特例給付を受けるためには、現況届の提出が必要です。現況届とは、毎年 6 月 1 日の状況を把握し、6 月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するための大切な届けです。提出がない場合は 6 月分以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

現況届は、6 月上旬に対象のご家庭にお送りします。必要事項を記入し、箕輪町役場子ども未来課まで提出をお願いします。

### 提出期限

6 月 30 日（金曜日）

### 受付時間

月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

（時間外受付）6 月 15 日（木曜日）・16 日（金曜日） 17 時 15 分から 20 時まで

### 受付場所

箕輪町役場 子ども未来課窓口

### 提出にあたり必要なもの

- ・お送りした現況届（署名・捺印したもの）
- ・受給者（親）の健康保険被保険者証の写し（国民健康保険加入者は保険証の写しは不要です）
- ・在留カードの写し（外国籍の方）

※上記以外に添付書類の必要な方もいます。詳しくは、子ども未来課までお問い合わせください。

添付資料  有  無

子ども未来課 子育て支援係  
(課長) 北條 治美 (担当) 小林美奈子  
電 話 : 0265-79-3111 (内線) 163  
F A X : 0265-79-0230  
E-mail : kodomo@town.minowa.nagano.jp

# 6月分以降の児童手当等を受けるには 現況届の提出が必要です！

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので  
ご注意ください。

## 【提出期限】

6月30日（金曜日）※期限厳守

## 【提出場所】

箕輪町役場 子ども未来課（6番窓口）

## 【受付時間】

月曜日 ～ 金曜日 8時30分 ～ 17時15分

（時間外受付）

6月15日（木曜日）

両日とも17時15分 ～ 20時00分

16日（金曜日）

## 【提出にあたり全員必要なもの】

1. お送りした現況届（署名・捺印したもの）
2. 受給者（親）の健康保険被保険者証の写し

※（国民健康保険加入者は保険証のコピーは不要です）

## 【下記該当者】

☆ 平成29年1月2日以降に箕輪町に転入された方

→ 前住所地の所得証明書（平成29年度分）を両親分

※受給者が配偶者控除を受けている場合は、配偶者の所得証明は不要

☆ 受給者と子どもの住所が別の場合

→ 別居監護・生計維持申立書※様式は子ども未来課にあります。印鑑をお持ちください。

子どものいる世帯の住民票

配偶者の所得証明書

※受給者が配偶者控除を受けている場合は、配偶者の所得証明は不要

☆ 外国籍の方

→ 在留カードのコピー（両面）

必要なものをそろえて窓口  
までお越しください。  
ご協力よろしくお願いします。



（お問合わせ）箕輪町役場 子ども未来課 子育て支援係 79-3111（内線125.163）